

令和8年度課税（令和7年中収入）分

住民税、国保税、介護・後期高齢保険料申告受付について

税金は、健康で豊かな生活を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の貴重な財源です。町民の皆様も、深い関心を持ち、正しく理解し、適正な申告と自主納付に一層ご協力お願いします。

申告をしないと…

申告は、住民税等の課税資料となるだけでなく、肝付町を含め様々な行政機関における交付や、判定を受ける際の資料となります。

もし申告をしないと、「国民健康保険税の軽減が受けられない」「必要な証明書が発行できない」「手当への交付が受けられない」等の不利な扱いを受けることがありますので、必ず申告してください。

申告受付会場について

申告受付会場の変更について

昨年度から一部の会場が変更となっています。ご自分の振興会の受付日を必ずご確認ください。

夜間窓口を開設します

夜間窓口の開設（高山地区）

申告予備日において、平日の夜間にも受付を行います。日程の都合がつかない方はご利用ください。
※税務課窓口にて納税相談も受付します。

申告する必要のない方

給与収入のみで、事業所（会社）にて年末調整を受けた方

年末調整時に16歳未満の扶養親族を申告し忘れた場合は、住民税の申告が必要です。

公的年金収入のみの方

ただし、以下に該当する方は申告が必要です

- ア. 年金を2ヶ所以上から受給していて、その収入合計額が400万円以上ある方
- イ. 生命保険料や地震保険料、医療費控除等各種控除を受けたい方
- ウ. 障害年金や遺族年金等の非課税収入のみの方

確定申告をした（する予定の）方

確定申告期間内に税務署にて確定申告をした方は、後日国（税務署）から町へ申告書が送付されますので、別途住民税の申告をする必要はありません。

申告当日に必要なもの

①身分証

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等

②記入済みの「受付票（収支計算書）」

1月中旬頃に振興会を通じて配布
農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書（一般用、不動産所得用）」が必要

③通帳

所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要

④収入を確認できる書類

・帳簿、売上伝票や領収書等

職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上持込を肉用牛売却証明書^免も忘れずに
自家消費の米も記帳・帳簿等の保存対象

・補助金や交付金の決定通知書

経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要

・源泉徴収票

⑤控除証明書

国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等

⑥その他

各種証明書やその他個人で申告に必要な物（個々に必要書類が異なります。）

確定申告のお悩みはこちらもご活用ください



A.I.を活用した
チャットボット
「税務職員ふたば」